

## 岐阜県青少年健全育成条例施行規則

	昭和36年	3月	7日	規則第	21号
改正	昭和39年	2月	11日	規則第	6号
改正	昭和42年	3月	31日	規則第	19号
改正	昭和42年	4月	7日	規則第	28号
改正	昭和47年	11月	24日	規則第	133号
改正	昭和48年	4月	1日	規則第	27号
改正	昭和51年	4月	1日	規則第	46号
改正	昭和52年	2月	18日	規則第	17号
改正	昭和54年	4月	13日	規則第	56号
改正	昭和55年	2月	26日	規則第	9号
改正	昭和57年	4月	1日	規則第	45号
改正	平成元年	11月	24日	規則第	77号
改正	平成5年	4月	1日	規則第	41号
改正	平成6年	3月	10日	規則第	13号
改正	平成6年	4月	1日	規則第	49号
改正	平成7年	10月	27日	規則第	94号
改正	平成10年	1月	30日	規則第	3号
改正	平成10年	4月	28日	規則第	72号
改正	平成11年	4月	1日	規則第	57号
改正	平成12年	4月	1日	規則第	184号
改正	平成14年	4月	1日	規則第	58号
改正	平成15年	4月	1日	規則第	61号
改正	平成17年	3月	7日	規則第	14号
改正	平成17年	3月	25日	規則第	19号
改正	平成17年	10月	6日	規則第	106号
改正	平成18年	4月	1日	規則第	68号
改正	平成25年	9月	27日	規則第	87号
改正	平成26年	3月	28日	規則第	32号
改正	平成26年	7月	15日	規則第	73号
改正	平成27年	4月	1日	規則第	49号
改正	平成29年	4月	1日	規則第	38号
改正	平成30年	3月	22日	規則第	12号
改正	令和元年	7月	1日	規則第	33号
改正	令和3年	2月	9日	規則第	6号

(総則)

**第1条** この規則は、岐阜県青少年健全育成条例(昭和35年岐阜県条例第37号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(性的好奇心をそそるおそれがある衣服等)

**第1条の2** 条例第2条第9号ホ(1)の規則で定める衣服は、水着、下着その他肌の露出部分が著しく大きいものとする。

2 条例第2条第9号ホ(2)の規則で定める衣服は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校においてその児童又は生徒が着用する制服又は運動服として指定されたものとする。

3 条例第2条第9号ホ(3)の規則で定める文字、番号、記号その他の符号、映画、写真その他の映像又は絵画は、別表に掲げる文字又は前項の制服若しくは運動服若しくはこれらを着用する人の姿態を表す映画、写真その他の映像若しくは絵画とする。

(指定興行の掲示)

**第2条** 条例第10条第3項の規定による掲示は、別記第1号様式によるものとする。

(写真等の内容の指定)

**第3条** 条例第11条第2項第1号から第3号まで及び条例第19条第2項第1号の規定による写真若しくは絵又は描写の場面の内容は、次に掲げるもので別に定めるものとする。

- (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態
- (2) 性交又はこれに類する性行為

(性交等の用に供するがん具等の内容)

**第4条** 条例第11条第2項第4号ロに規定する規則で定める形状、構造又は機能を有するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 性器の形状をなし、又はこれに著しく類似するもの
- (2) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有するもの
- (3) 全裸又は半裸の人形(気体又は液体で膨脹させ、人形となるものを含む。)

(有害指定図書類等の陳列方法等)

**第5条** 条例第13条第1項に規定する規則で定める方法は、有害指定図書類等の陳列場所に青少年の購入、借受け、閲覧、視聴及び聴取を禁ずる旨の掲示をし、かつ、次の各号(条例第11条第2項第3号に該当して有害指定図書類等とされたものについては、第1号、第4号及び第5号に限る。)のいずれかに該当する措置をとることとする。

- (1) 有害指定図書類等を陳列する場所を、カーテンその他青少年を当該場所に自由に出入りできなくするための物で仕切ること。
- (2) ビニール袋等による有害指定図書類等全体の包装又は伸縮しない材質のひもによる十字掛け若しくはたすき掛けその他の方法により、有害指定図書類等を閲覧できない状態にして陳列すること。
- (3) 有害指定図書類等を床面から150センチメートル以上の高さに陳列すること。
- (4) 有害指定図書類等を背表紙のみが見えるように陳列すること。ただし、第3条に該当すると認められる内容の写真又は絵が当該背表紙に掲載されている場合は、この限りでない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成を阻害するおそれがないと知事が認める措置。

2 前項の規定による掲示は、別記第2号様式によるものとする。

(自動販売機等の設置の届出等)

**第6条** 条例第14条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) トランプ、ペンダント、キーホルダー、ネクタイ、ハンカチ又は財布で、全裸若しくは半裸の姿態又は性愛の姿態の写真若しくは絵を掲載したもの
- (2) 性器を形どつた物（性器を形どつたものが構成部分の一部を占める物を含む。）
- (3) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具等
- (4) 専ら性欲を刺激するための下着

2 条例第14条第3項の規定による自動販売機等の設置の届出は、自動販売機等設置届出書（別記第3号様式）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 自動販売機等管理者の住民票の写し（法人にあつては登記事項証明書）
- (2) 自動販売機等管理者が当該自動販売機等の管理を行うことを承諾していることを証する書類（別記第4号様式）
- (3) 自動販売機等の設置場所の提供者が当該自動販売機等の設置を承諾していることを証する書類（別記第5号様式）

3 条例第14条第3項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第14条第1項に規定する自動販売機等業者（以下「自動販売機等業者」という。）が法人の場合にあつては、その代表者の氏名
- (2) 自動販売機等業者の連絡先
- (3) 自動販売機等業者が自動販売機等の所有者でないときは、自動販売機等の所有者の住所及び氏名又は名称
- (4) 条例第14条第1項に規定する自動販売機等管理者（以下「自動販売機等管理者」という。）の連絡先
- (5) 他人の土地又は建物に自動販売機等を設置するときは、当該設置を承諾した者の住所及び氏名又は名称
- (6) 自動販売機等により販売し、又は貸し付けしようとする物の種類
- (7) 自動販売機等の名称、形式及び製造番号
- (8) 販売又は貸付開始予定年月日

4 知事は、第2項の届出書を受理したときは、受理書（別記第6号様式）を当該届出をした者に交付するものとする。

#### （自動販売機等の設置の届出の変更届出）

**第7条** 条例第14条第4項に規定する規則で定める事項は、同条第3項第1号から第3号まで及び前条第3項第1号から第7号までに掲げる事項（条例第14条第3項第2号に掲げる事項については、所在地番を異にして自動販売機等の設置場所を変更する場合を除く。）とする。

2 条例第14条第4項に規定する届出事項の変更の届出は、自動販売機等設置届出事項の変更届出書（別記第7号様式）によるものとする。

3 前条第4項の規定は、前項の届出について準用する。

#### （自動販売機等への表示）

**第8条** 条例第15条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自動販売機等の届出番号
- (2) 自動販売機等の設置場所
- (3) 自動販売機等業者の連絡先
- (4) 自動販売機等管理者の住所、氏名又は名称及び連絡先

2 条例第15条に規定する自動販売機等への表示は、別記第8号様式によるものとする。

(有害広告文書等の配布の方法)

**第9条** 条例第19条第4項に規定する規則で定める方法による場合は、内容物が透視できない封筒又は袋で納入口を封じたものであつて、その外部に18歳以上の受取人の氏名を記載したものによる場合とする。

(有害役務提供営業に係る従業者名簿の記載事項等)

**第9条の2** 条例第19条の5の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名、生年月日及び住所
- (2) 性別
- (3) 採用年月日
- (4) 退職年月日
- (5) 従事する業務の内容

2 有害役務提供営業を営む者は、当該有害役務提供営業に従事する者が退職した日から起算して3年を経過する日まで、その者に係る従業者名簿を保存しておかなければならない。

(深夜の入場を制限する旨の掲示)

**第10条** 条例第30条第2項の規定による掲示は、別記第9号様式によるものとする。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が説明すべき事項)

**第10条の2** 条例第31条の2の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、犯罪による被害を受け、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあること。
- (2) 保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、条例第31条の3第1項に規定する正当な理由が必要であること。

(フィルタリングサービスを利用しない正当な理由等)

**第10条の3** 条例第31条の3第1項の規則で定める正当な理由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) その監護に係る青少年が就労している場合において、フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の業務に著しい支障が生ずること。
- (2) その監護に係る青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっている場合において、フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の日常生活に著しい支障が生ずること。
- (3) 保護者がその監護に係る青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用状況を適切に把握すること等により、当該青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴することのないようにすること。

2 条例第31条の3第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申出年月日
- (2) 保護者の氏名、住所及び連絡先

3 前2項の規定は、条例第31条の3第4項において読み替えて準用する同条第1項の規則で定める正当な理由について準用する。この場合において、第1項第1号及び第2号中「フィルタリングサービスを利用する」とあるのは、「フィルタリング有効化措置を講ずる」と読み替えるものとする。

(公表の方法)

**第10条の4** 条例第31条の4第2項の規定による公表は、岐阜県公報への掲載、県が開設するインターネットのホームページへの掲載その他知事が適当と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 勧告の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

**（審議会委員の任命）**

**第11条** 条例第41条に基づく岐阜県青少年育成審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者について知事が任命する。

- (1) 学識経験者 13人
- (2) 県議会の議員 1人
- (3) 報道関係者 2人
- (4) 関係業界の代表 4人

**（会長）**

**第12条** 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によつて定める。

**（会長の職務及びその代理）**

**第13条** 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

**（会議）**

**第14条** 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

**（部会）**

**第15条** 審議会に次の部会を置き、当該各号に定める事項を分掌して調査審議させるものとする。

- (1) 第1部会 青少年の健全な育成に関する総合的施策の樹立につき必要な事項及び条例第7条に規定する事項
- (2) 第2部会 条例第8条の優良興行等の推奨、条例第10条の有害興行の指定及び条例第11条の有害図書類等の指定に関する事項
- (3) 第3部会 条例第17条の有害刃物等の指定、条例第18条の有害広告物の撤去等及び条例第19条の有害広告文書等の指定に関する事項

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 会長は、必要と認めたときは、前条の規定にかかわらず、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。この場合において会長は、次の審議会においてその旨を審議会に報告しなければならない。

5 第13条第2項及び前条の規定は、部会について準用する。

**第16条** 前4条に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

**（立入調査員）**

**第17条** 条例第45条第1項の規定による知事の指定は、次に掲げる者のうちから行うものとし、知事は、当該指定をした者について、必要に応じ委嘱するものとする。

- (1) 環境生活部環境生活政策課及び私学振興・青少年課の職員
- (2) 県事務所及び子ども相談センターの職員
- (3) 教育委員会事務局学校安全課及び特別支援教育課並びに教育事務所教育支援課の職員並びに高等学校、義務教育学校、中学校、小学校及び特別支援学校の生徒指導担当の教員
- (4) 警察官
- (5) 少年補導職員
- (6) 市町村の職員のうち青少年担当の職にある者及び知事が特に必要と認めた者
- (7) 青少年育成推進指導員
- (8) 前各号に掲げる者に準ずる者として市町村長が推薦し知事が特に必要と認めたもの

**(立入調査証明書)**

**第18条** 条例第45条第3項に規定する身分を示す証票は、別記第10号様式によるものとする。

**(届出書の提出部数)**

**第19条** 第6条第2項及び第7条第2項の届出書の提出部数は、2通とする。

**付 則**

この規則は、昭和36年4月1日から施行する。

**付 則** (昭和39年2月11日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則** (昭和42年3月31日規則第19号抄)

1 この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

**付 則** (昭和42年4月7日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和47年11月24日規則第133号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和48年4月1日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和51年4月1日規則第46号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和52年2月18日規則第17号)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和54年4月13日規則第56号)

この規則は、昭和54年7月1日から施行する。

**附 則** (昭和55年2月26日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和57年4月1日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成元年11月24日規則第77号)

1 この規則は、平成元年12月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により交付されている合格証、許可書等の証票は、この規則による改正後の規則の規定により交付された証票とみなす。

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧

用紙」という。)がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

**附 則** (平成5年4月1日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成6年3月10日規則第13号)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 岐阜県青少年保護育成条例の一部を改正する条例(平成5年岐阜県条例第30号)附則第3項の規定による届出は、改正後の岐阜県青少年保護育成条例施行規則第3条の3第2項の自動販売機等設置届出事項の変更届出書により行うものとする。
- 3 岐阜県事務委任規則(昭和43年岐阜県規則第125号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則** (平成6年4月1日規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成7年10月27日規則第94号)

この規則は、平成8年1月1日から施行する。

**附 則** (平成10年1月30日規則第3号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則** (平成10年4月28日規則第72号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成11年4月1日規則第57号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に自動販売機等により改正後の岐阜県青少年保護育成条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第3条の3第1項第3号又は第4号に規定するものを販売し、又は貸し付けている者に関する岐阜県青少年保護育成条例(昭和35年岐阜県条例第37号。以下「条例」という。)第6条の4第3項の規定の適用については、同項中「販売又は貸付けを開始する前に」とあるのは「平成11年4月30日までに」とする。
- 3 この規則の施行の際現に条例第6条の4第3項の規定による届出をしている者は、平成11年4月30日までに、改正後の規則第3条の3第3項第7号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

**附 則** (平成12年4月1日規則第184号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成14年4月1日規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成15年4月1日規則第61号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1号、第3号及び4号の改正規定並びに同条第5号及び第6号を削る改正規定は、平成15年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により交付されている証票は、この規則

による改正後の規則の規定により交付された証票とみなす。

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙、掲示及び表示（以下「旧用紙等」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙等をそのまま使用することを妨げない。

**（岐阜県青少年問題協議会設置条例施行規則の廃止）**

- 4 岐阜県青少年問題協議会設置条例施行規則（昭和32年岐阜県規則第90号）は、廃止する。

**附 則**（平成17年3月7日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成17年3月25日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成17年10月6日規則第106号）

**（施行期日）**

- 1 この規則中第1条、次項及び附則第3項の規定は公布の日から、第2条並びに附則第4項及び第5項の規定は平成18年2月1日から施行する。

**（経過措置）**

- 2 第1条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の岐阜県青少年健全育成条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により交付されている証明書等の証票がある場合においては、同条の規定による改正後の岐阜県青少年健全育成条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定により交付された証票とみなす。
- 3 第1条の規定の施行の際現に旧規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、新規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。
- 4 第2条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の岐阜県青少年健全育成条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により交付されている証明書等の証票がある場合においては、同条の規定による改正後の岐阜県青少年健全育成条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により交付された証票とみなす。
- 5 第2条の規定の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「改正前の用紙」という。）がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の用紙をそのまま使用することを妨げない。

**附 則**（平成18年4月1日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成25年9月27日規則第87号）

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

**附 則**（平成26年3月28日規則第32号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年7月15日規則第73号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

**附 則**（平成27年4月1日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成29年4月1日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成30年3月22日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年7月1日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和3年2月9日規則第6号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第1条の2関係）

J C	J K	15歳	16歳	17歳	18歳	高1	高2	高3	高校1年生	高校2年生	高校3年生	こども	インターハイ	ジャージ	スクール	スクール水着	スク水	セーラー服	ティーン	テスト	ブルマ	ブレザー	ランドセル	乙女	女の子	開校	課外	学院	学園	学生	学生服	学年	学校	家庭科	教育実習生	教師	教室	現役	高校	高校生	校則	公立	黒板	在校生	参観日	児童	授業	授業参観	授業料	出席表	出席簿	少女	女子校生	女子高生	私立	新学期	新入生	生徒	制服	先生	全日制	卒業	体育祭	体操着	体操服	担任	中学生	通学路	転校生	同級生	当校	登校	特待生	日直	入学	部員	部活	部活動	放課後	娘	優等生
-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	-------	-------	-------	-----	--------	------	------	--------	-----	-------	------	-----	-----	------	-------	----	-----	----	----	----	----	----	-----	----	----	-----	-------	----	----	----	----	-----	----	----	----	-----	-----	----	----	------	-----	-----	-----	----	------	------	----	-----	-----	----	----	----	-----	----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	----	----	-----	----	----	----	----	-----	-----	---	-----

備考 平仮名、片仮名、漢字、アラビア数字、ローマ字又は当て字を用いた表示によつて呼称が同一となるものを含む。

別記

第1号様式（第2条関係）

上映中の「」は、岐阜県青少年健全育成条例により、有害興行に指定（上演）

されましたので、18歳未満の方の観覧は、お断りいたします。

- （注）
- ・大きさは、縦15cm横30cm以上とする。
  - ・縦書きでもよい。

第2号様式（第5条関係）

成人向コーナー

岐阜県青少年健全育成条例の規定により、18歳未満の方の（購入、借受け、観覧、視聴、聴取）をお断りします。

- （注）
- ・大きさは、縦20cm横60cm以上とする。
  - ・括弧内の文字は、必要なものを記載すること。
  - ・縦書きでもよい。

第3号様式（第6条関係）

（表面）

自動販売機等設置届出書	
年 月 日	
岐阜県知事 様	
住所	
届出者 氏名又は名称（法人にあつては代表者の氏名）	
（連絡先電話番号及び担当者がある場合には、その氏名）	
次のとおり自動販売機等（自動販売機・自動貸出機）を設置したいので、岐阜県青少年健全育成条例第14条第3項の規定により届け出ます。	
自動販売機等の設置場所	市 町 番地 郡 村 番 （見取図裏面のとおり。）
自動販売機等の管理者	住 所 氏名又は名称 連絡先（電話番号）
自動販売機等業者が自動販売機等の所有者でないときは、自動販売機等の所有者	住 所 氏名又は名称 連絡先（電話番号）
自動販売機等の設置を承諾した者	住 所 氏名又は名称 連絡先（電話番号）
自動販売機等により販売し、又は貸し付ける物の種類	書籍・雑誌・絵画・写真・録音盤・ビデオテープ・DVD・CD-ROM・パソコン等ゲームソフト・映画フィルム・スライド用フィルム・ハンカチ・トランプ・ペンダント・キーホルダー・ネクタイ・財布・性器を形どつた物・専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具等・専ら性欲を刺激するための下着・その他（ ）
自動販売機等の名称、形式及び製造番号	名 称 形 式 製造番号
販売又は貸付開始予定年月日	年 月 日

- 添付書類
- ・自動販売機等管理者の住民票の写し（法人にあつては登記事項証明書）
  - ・自動販売機等の管理に関する承諾書（別記第4号様式）
  - ・自動販売機等の設置場所提供に関する承諾書（別記第5号様式）

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(裏面)

自動販売機等の設置場所の付近見取図

自動販売機等管理者の住所の付近見取図

備考

自動販売機等の管理に関する承諾書

私は岐阜県青少年健全育成条例に定める自動販売機等管理者として、次に設置する自動販売機等の管理（有害指定図書類等の撤去義務、立入調査の立会い等）を行うことを承諾します。

■ 設置場所：岐阜県

■ 自動販売機等の名称、形式、製造番号：

■ 自動販売機等により販売し、又は貸し付ける物の種類

（書籍・雑誌・絵画・写真・録音盤・ビデオテープ・DVD・CD-ROM・パソコン等ゲームソフト・映画フィルム・スライド用フィルム・ハンカチ・トランプ・ペンダント・キーホルダー・ネクタイ・財布・性器を形どつた物・専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具等・専ら性欲を刺激するための下着・その他（ ））

年 月 日

自動販売機等管理者 住所

氏名又は名称（法人にあつては代表者の氏名）

（連絡先電話番号及び担当者がある場合には、その氏名）

自動販売機等の設置場所提供に関する承諾書

私は、次の自動販売機等に関し、岐阜県の

場所を提供することを承諾します。

■自動販売機等により販売し、又は貸し付ける物の種類

書籍・雑誌・絵画・写真・録音盤・ビデオテープ・DVD・CD-ROM・  
パソコン等ゲームソフト・映画フィルム・スライド用フィルム・ハンカチ・  
トランプ・ペンダント・キーホルダー・ネクタイ・財布・性器を形どつた物  
・専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具等・専ら性欲を刺激  
するための下着・その他（ ）

年 月 日

自動販売機等設置場所提供者

住所

氏名又は名称（法人にあつては代表者の氏名）

（連絡先電話番号及び担当者がある場合には、その氏名）

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第6号様式（第6条、第7条関係）

受 理 書	
第 号 年 月 日	
様	
岐阜県知事 <span style="float: right;">㊟</span>	
年 月 日 自動販売機等設置届出書 自動販売機等設置届出事項の変更届出書 を受理しました。	
届 出 の 根 拠	岐阜県青少年健全育成条例第 条 第 項
届 出 番 号	—
自動販売機等の設置場所	市 町 番地 郡 村 番
自動販売機等により販売し、 又は貸し付ける物の種類	書籍・雑誌・絵画・写真・録音盤・ビデオテープ・DVD・CD-R OM・パソコン等ゲームソフト・映画フィルム・スライド用フィルム ・ハンカチ・トランプ・ペンダント・キーホルダー・ネクタイ・財布 ・性器を形どつた物・専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する がん具等・専ら性欲を刺激するための下着・その他（ ）
自動販売機等の名称、 形式及び製造番号	名 称 形 式 製造番号

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第7号様式（第7条関係）

<p>自動販売機等設置届出事項の変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>岐阜県知事 様</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">届出者 氏名又は名称 (法人にあつては代表者の氏名)</p> <p>次のとおり自動販売機等について届出の変更をしたいので、岐阜県青少年健全育成条例第14条第4項の規定により届け出ます。</p>					
自動販売機等の届出番号					
変更事項					
変更の内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 5px;">新</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">旧</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	新		旧	
新					
旧					
変更年月日	年 月 日				

備考

- ・変更事項が自動販売機等管理者の場合は、変更後の自動販売機等管理者の住民票の写し（法人にあつては登記事項証明書）及び自動販売機等の管理に関する承諾書（別記第4号様式）を添付すること。
- ・変更事項が販売し、又は貸し付ける物の種類の場合は、変更前後において取り扱う全ての種類について記載すること。

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第8号様式（第8条関係）

この表示は、岐阜県青少年健全育成条例により定められたものです。

- 1 自動販売機等の届出番号
- 2 自動販売機等の設置場所
- 3 自動販売機等業者
  - (1) 住 所
  - (2) 氏名又は名称
  - (3) 連 絡 先
- 4 自動販売機等管理者
  - (1) 住 所
  - (2) 氏名又は名称
  - (3) 連 絡 先

- (注) ・用紙の大きさは、縦 10 cm横 15 cm以上とする。  
・縦書きでもよい。

第9号様式（第10条関係）

岐阜県青少年健全育成条例の規定により、深夜（午後10時から翌日午前4時まで）

18歳未満の方の入場は、保護者同伴の場合を除きお断りいたします。

- (注) ・大きさは、縦 20 cm横 40 cm以上とする。  
・縦書きでもよい。

（表面）

立 入 調 査 証 明 書		No. ....
<p>次の者は、岐阜県青少年健全育成条例第45条第1項に規定する立入調査の権限を有する者であることを証明する。</p>		
写  真	印	所 属
		職 名
		氏 名
	生 年 月 日	年 月 日
	発行年月日	年 月 日
	岐阜県知事	印

（裏面）

岐阜県青少年健全育成条例抜すい
（立入調査等）
<b>第45条</b> 知事は、この条例（第5章の規定を除く。）の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は知事の指定した者に、これらの者の事務所、営業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
（1） 興行場を経営する者又は興行を主催する者
（2） 図書類等取扱業者（第10号に掲げる者を除く。）又は自動販売機等管理者
（3） 刃物等の販売を業とする者
（4） 広告物の広告主又は管理者
（5） 有害役務提供営業を営む者
（6） 質 屋
（7） 古 物 商
（8） 貸金業者
（9） 使用済金属類取引業者
（10） 第30条第1項に規定する営業を営む者
（11） 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等
2 略
3 前2項の規定により立入調査をする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。
4 第1項及び第2項の規定による立入調査等は、必要最小限度において行うものであつて、関係者の正常な業務を不当に妨げてはならない。
5 第1項及び第2項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。